

宇都宮市SDGs人づくりプラットフォーム会則

(目的)

第1条 市域内において、SDGsの認知度向上に向けた取組を実施し、市民、事業者のSDGsに対する理解を深めるため、「宇都宮市SDGs人づくりプラットフォーム」(以下「プラットフォーム」という。)を設置する。

(活動内容)

第2条 プラットフォームは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) SDGsの推進に係る情報収集及び発信に関すること
- (2) 市民・事業者向け勉強会等の実施に関すること
- (3) その他、SDGsの普及啓発に必要な活動に関すること

(組織)

第3条 プラットフォームは運営本部と会員で組織する。

(運営本部)

第4条 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

2 運営本部に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 1名
- (3) 監事 1名

3 本部長、副本部長及び監事は、本部員がこれを互選する。

4 本部長は、本部の事務を総理する。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 監事は、プラットフォームの会計を監査する。

7 運営本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) SDGsの推進に係る情報収集及び発信
- (2) 市民・事業者向け勉強会等の実施
- (3) 会員等と連携した各種普及啓発の実施
- (4) 宇都宮市人づくりプラットフォーム後援名義使用の申請受付及び許可
- (5) 会員の審査、登録及び情報管理

8 前項に規定する所掌事務は、宇都宮市もつたいない運動市民会議及び市が共同で処理する。

(会員)

第5条 会員は、市内に本社や支店等の事業所を置く、又は市内において事業を行う企業又は団体(法人格の有無を問わない。)(以下「団体等」という。)であつて、次に掲げる条件を満たし、第7条により登録された者とする。

- (1) プラットフォームの目的に賛同し、本会則を遵守すること
- (2) 団体等において、SDGsの推進に関する取組を継続して行っていること又は行おうとしていること
- (3) 団体等において、SDGsの推進に関する情報発信等の普及啓発を市民・事業者向けに行っている又は行おうとしていること
- (4) 団体等の活動を通してSDGsの普及啓発が見込めること

(会員の所掌)

第6条 会員は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) SDGsの推進に関連する取組の継続及び情報発信
- (2) 運営本部又は他会員と連携した市民・事業者向け勉強会等の実施及び協力・支援
- (3) 運営本部又は他会員と連携した各種普及啓発の実施

2 会員として行う活動は営利を目的としてはならない。

3 会員は、運営本部からの求めがあつた場合は、第1項各号に規定する活動内容について報告する

ものとする。

(会員登録)

第7条 プラットフォームへの会員登録を希望する団体等は、会員申込専用フォームでの申込又は会員申込書の提出により、申し込むことができる。

2 運営本部は、会員登録希望者から申込みがあり次第、速やかに内容を審査し、その結果を申込者に通知しなければならない。なお、前項による情報に加え審査のために要する情報がある場合は、運営本部は申込者に提出を求めることができる。

(入会金及び会費)

第8条 入会金及び会費は徴収しない。

(退会)

第9条 会員は、第5条の条件を満たさなくなったとき、又は退会の意思がある場合は、速やかに退会申出書を運営本部に提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、プラットフォームから除名する。

- (1) 本会則に違反し又は本会の信用を著しく害したとき
- (2) 会員が解散又は営業を停止したとき
- (3) 次条に違反したことが判明したとき
- (4) その他本会の運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

(暴力団員等の排除)

第10条 会員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

(経費)

第11条 プラットフォームの経費は、宇都宮市の交付金その他収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 プラットフォームの会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(会則の改正)

第13条 会則の改正を行った場合には、あらかじめ会員に告知するものとし、改正をもって、その効力は全会員に及ぶものとする。

(補則)

第14条 この会則に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この会則は、令和2年1月23日から適用する。

附則

この会則は、令和3年5月6日から適用する。

附則

この会則は、令和4年4月1日から適用する。

別表第1

宇都宮市もったいない運動市民会議SDGs推進チーム構成員、宇都宮市環境部長、宇都宮市総合政策部政策審議室長、宇都宮市環境部環境政策課長、宇都宮市経済部産業政策課長
